

様式44

令和 7年 6月 30日

三重県知事 様

医療法人の住所	三重県亀山市東台町1-17
医療法人の名称	医療法人 彰仁会
理事長名	落合 仁
電話	(0595) 82-0121

決 算 届

令和 6年 5月 1日から 令和 7年 4月 30日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 5 月 1 日 至 令和 7 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 彰仁会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県亀山市東台町 1-17

(3) 設立認可年月日 平成元年 5 月 12 日

(4) 設立登記年月日 平成元年 5 月 24 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	落合小児科医院	2410405043	三重県亀山市東台町 1-17	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 6 月 20 日

令和 5 年度決算の決定

〃

令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 彰仁会

※医療法人整理番号 014

所在地 三重県亀山市東台町 1 - 1 7

財 産 目 録

(令和 7年 4月 30日 現在)

1. 資 産 額	484,694 千円
2. 負 債 額	47,034 千円
3. 純 資 産 額	437,659 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	303,927
B 固 定 資 産	180,766
C 資 産 合 計 (A + B)	484,694
D 負 債 合 計	47,034
E 純 資 産 (C - D)	437,659

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 彰仁会

※医療法人整理番号

014

所在地 亀山市東台町 1-17

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	303,927	I 流 動 負 債	12,762
II 固 定 資 産	180,766	II 固 定 負 債	34,272
1 有 形 固 定 資 産	118,243	負 債 合 計	47,034
2 無 形 固 定 資 産	543	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	61,979	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	427,659
		純 資 産 合 計	437,659
資 産 合 計	484,694	負 債 ・ 純 資 産 合 計	484,694

様式 4－2

法人名 医療法人 彰仁会

※医療法人整理番号 0114

所在地 亀山市東台町1－17

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 5月 1日 至 令和 7年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	248,413
2 事業費用	238,051
本来業務事業利益	10,362
事業利益	10,362
II 事業外収益	7,720
III 事業外費用	675
經常利益	17,407
IV 特別損失	194
税引前当期純利益	17,213
法人税等	714
当期純利益	16,498

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 彰仁会

理事長 落合 仁 殿

私は、医療法人彰仁会の令和6年会計年度(令和6年5月1日から令和7年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月19日

医療法人 彰仁会

監事 村木 貞夫

